住所　横浜市南区万世町１丁目18番地２
孟繁麗　昭和53年８月６日生
住所　神奈川県厚木市東町５番12―403号
祝暁馳　昭和53年12月23日生
住所　東京都品川区東大井３丁目21番28―305号
朴今姫　昭和54年５月24日生
住所　東京都新宿区戸山１丁目１番９号
劉陽　昭和54年11月30日生
住所　神戸市東灘区本山南町６丁目７番５―403号
裴令濤　昭和51年９月25日生
住所　静岡県掛川市西大渕5516番地
崔楊慧　昭和60年４月３日生
住所　東京都目黒区下目黒４丁目３番14号
姜炳順　昭和35年５月４日生
住所　東京都立川市高松町２丁目18番21号
崔麗寧　昭和54年６月16日生
住所　大阪府守口市佐太中町７丁目14番Ｂ―５号
王晴　昭和38年12月10日生
住所　埼玉県新座市野火止４丁目８番41号
李文日　昭和44年２月８日生
住所　群馬県前橋市広瀬町２丁目24番地
雷宏　昭和44年４月19日生
住所　岐阜県土岐市泉が丘町３丁目２番地
那広和　昭和28年12月29日生
那琦　平成13年１月22日生
住所　岐阜県土岐市下石陶史台６丁目６番地
那永峰　昭和52年10月17日生
那勇也　平成18年９月２日生
住所　岐阜県土岐市泉が丘町３丁目１番地
那翠英　昭和57年７月31日生
馬龍太　平成20年12月８日生
住所　東京都大田区池上５丁目５番17号
何麗琴　昭和56年９月５日生
住所　東京都板橋区前野町５丁目20番５―104号
李榮基　昭和49年10月７日生
住所　東京都日野市日野台５丁目３番地４
黄春生　昭和44年３月６日生
鄧瑞　昭和49年３月９日生
黄彦萌　平成11年７月13日生
黄啓慧　平成19年７月19日生
住所　東京都多摩市永山４丁目３番地
宋洋　昭和58年５月18日生
住所　埼玉県坂戸市日の出町６番15号
崔英愛　昭和49年５月26日生
住所　京都市左京区吉田中阿達町40番地２
鄭奈穂　昭和63年１月７日生
住所　東京都江東区東陽３丁目８番３号
陳宏　昭和55年６月25日生
住所　埼玉県蓮田市大字黒浜1534番地１
カマル・シン　昭和32年２月６日生
住所　埼玉県鴻巣市神明１丁目４番３―502号
全雪花　昭和50年７月５日生
住所　愛知県知立市新林町北林15番地１
ロナルド・アキノ　平成７年３月８日生
住所　愛知県西尾市鎌谷町中屋敷74番地
関捷　昭和63年６月14日生
住所　宮城県白石市福岡長袋字南部山１番地
畢玉紅　昭和49年９月20日生
住所　北九州市小倉南区長尾４丁目32番20―104号
姜拓雄　昭和55年１月11日生
住所　京都府宇治市折居台２丁目１番地33
金政徳　昭和37年４月19日生
李輝美　昭和40年４月29日生
金惠美子　平成２年11月13日生
金理紗　平成７年６月１日生
金宗宏　平成10年８月23日生
住所　福井市運動公園３丁目133番地
李鉉孝　昭和12年１月28日生
李幸則　昭和43年10月11日生
住所　大阪市東成区玉津２丁目14番19号
姜幸子　昭和49年９月３日生
姜勝広　昭和51年４月29日生
姜裕章　昭和53年３月14日生
住所　大阪市生野区巽西３丁目15番24号
姜正愛　昭和40年３月２日生
住所　大阪市天王寺区勝山２丁目１番26号
金容子　昭和56年９月７日生
住所　千葉市若葉区西都賀１丁目４番４―407号
陳麗傑　昭和48年11月22日生
住所　富山市有沢473番地１
徐洋子　昭和40年６月17日生
住所　岡山県倉敷市稲荷町５番19―802号
崔陽子　昭和32年４月20日生
張裕理　昭和59年10月８日生

○外務省告示第三百八号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十二年六月二十四日に効力を生じた。

（平成二十二年五月二十五日付け条約事務局通告）

平成二十二年六月二十四日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅲ

動物界軟体動物門腹足綱古腹足目みみがい科ハリオティス・ミダイ（南アフリカ）を削る。

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として吹田市を指定する。

平成二十二年六月二十四日

文化庁長官　玉井日出夫

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧西尾家住宅 主屋 積翠庵 離れ西棟 離れ東棟 戌亥土蔵 戌亥角土蔵 米蔵 宅地 四、五四二・三七平方メートル	七棟	平成二十一年十二月八日文部科学省告示第百八十三号	国（財務省） 西尾　祥子	東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 兵庫県神戸市東灘区御影山手一丁目一一番二五号	大阪府吹田市内本町二丁目一五番一号

○厚生労働省告示第二百四十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正し、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から適用する。

平成二十二年六月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

表の興行の項の次に次のように加える。

技能実習	活動の内容及び期間を明らかにする資料

表中「就学」を「留学」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関として次に掲げる者を登録したので、同法第二十三条の八第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	名称	住所	基準適合性認証を行う事業所の所在地	基準適合性認証の業務の範囲	登録をした日
ＡＯ	キーマ・クオリティ・ジャパン株式会社	東京都港区東麻布一丁目十番十二号	東京都港区東麻布一丁目十番十二号	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　医用電気機器	平成二十二年三月二十九日